

洪水時の避難確保計画(雛形)
(医療施設等を除く)

〇〇〇〇(施設名)

平成〇〇年〇〇月

—目次—

1. 計画の目的・報告	1
2. 計画の適用範囲	1
3. 防災体制	3
4. 情報収集及び伝達	4
5. 避難誘導	5
6. 避難の確保を図るための施設の整備	6
7. 防災教育及び訓練の実施	6
8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）	7

【添付資料】

- 施設利用者緊急連絡先一覧表
- 緊急連絡網
- 外部機関等への緊急連絡先一覧表
- 対応別避難誘導方法一覧表
- 防災体制一覧表
- 参考報告様式

1. 計画の目的・報告

《記載例》

- この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- 計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を宇都宮市長へ報告する。

2. 計画の適用範囲

《記載例》

- この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 ○名	昼間 ○名	休日 ○名	休日 ○名
夜間 ○名	夜間 ○名		

【別紙 1 施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域及び浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図



3. 防災体制

《記載例》

■鬼怒川浸水想定区域の場合

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 洪水注意報発表 ・ 鬼怒川氾濫注意情報発表	・ 洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 洪水警報発表 ・ 鬼怒川氾濫警戒情報発表	・ 洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・ 使用する資器材の準備	避難誘導要員
		・ 保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		・ 周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
	・ 避難準備・高齢者等避難開始	・ 要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	・ 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ・ 鬼怒川氾濫危険情報の発表	・ 施設全体の避難誘導	避難誘導要員

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

■田川・姿川浸水想定区域の場合

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員(※)
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 洪水注意報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 洪水警報発表 ・ 田川・姿川氾濫注意情報発表	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
		保護者への事前連絡	情報収集伝達要員
		周辺住民への事前協力依頼	情報収集伝達要員
	・ 避難準備・高齢者等避難開始の発令	要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ・ 田川・姿川氾濫警戒情報発表	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

※ 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

4. 情報収集及び伝達

《記載例》

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、宇都宮市登録制メール、宇都宮地方気象台HP、情報提供機関のウェブサイト等
洪水予報、水位到達情報	宇都宮市からの連絡、宇都宮市登録制メール、宇都宮地方気象台HP、とちぎリアルタイム雨量河川水位観測情報（HP）、情報提供機関のウェブサイト等
避難情報（避難勧告等）	宇都宮市からの連絡、テレビ、ラジオ、宇都宮市ホームページ、宇都宮市 Twitter、緊急速報メール、宇都宮市登録制メール

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

5. 避難誘導

《記載例》

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

- 避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険をとまなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保をはかるものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

- 避難場所までの避難経路については、別紙1「避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導方法

- 避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所		0m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両○台
屋内安全確保			

6. 避難の確保を図るための施設の整備

《記載例》

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧※

活動の区分	備蓄品
情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ、 <input type="checkbox"/> ラジオ、 <input type="checkbox"/> タブレット、 <input type="checkbox"/> ファックス、 <input type="checkbox"/> 携帯電話、 <input type="checkbox"/> 懐中電灯、 <input type="checkbox"/> 電池、 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、利用者等）、 <input type="checkbox"/> 案内旗、 <input type="checkbox"/> タブレット、 <input type="checkbox"/> 携帯電話、 <input type="checkbox"/> 懐中電灯、 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器、 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具、 <input type="checkbox"/> 電池、 <input type="checkbox"/> 携帯電話バッテリー、 <input type="checkbox"/> ライフジャケット、 <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり〇ℓ）、 <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり〇食分） <input type="checkbox"/> 寝具、 <input type="checkbox"/> 防寒具
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき、 <input type="checkbox"/> おやつ、 <input type="checkbox"/> おんぶひも
そのほか	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ、 <input type="checkbox"/> ゴミ袋、 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> （)

浸水を防ぐための対策

- 土嚢、止水板
そのほか（)

7. 防災教育及び訓練の実施

《記載例》

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

《記載例》

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ▶ 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ▶ 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
 - ▶ 自営水防組織を組織または変更したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を宇都宮市長へ報告する。

別添 1 自衛水防組織活動要領(案)

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

(自衛水防組織の運用)

第4条 管理権原者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第5条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

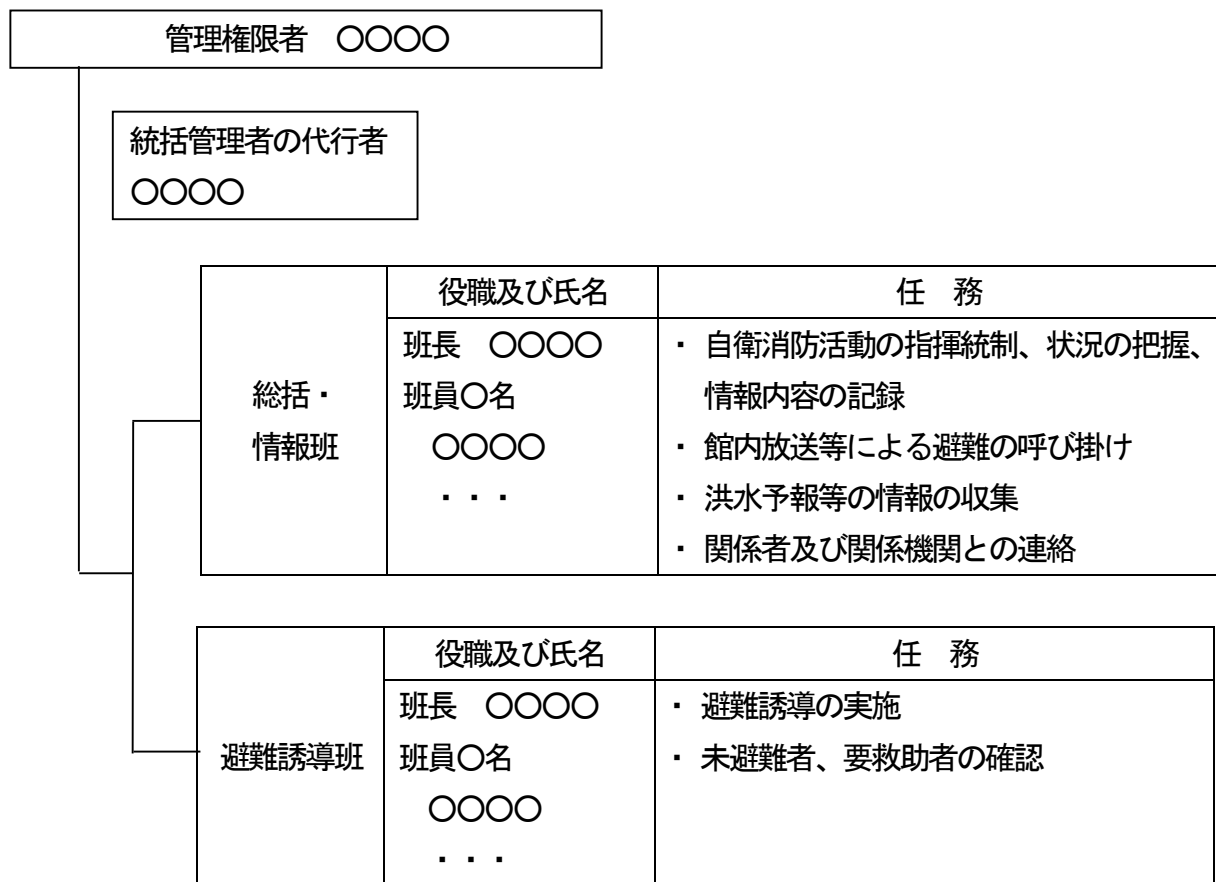
(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」



別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

【添付資料】

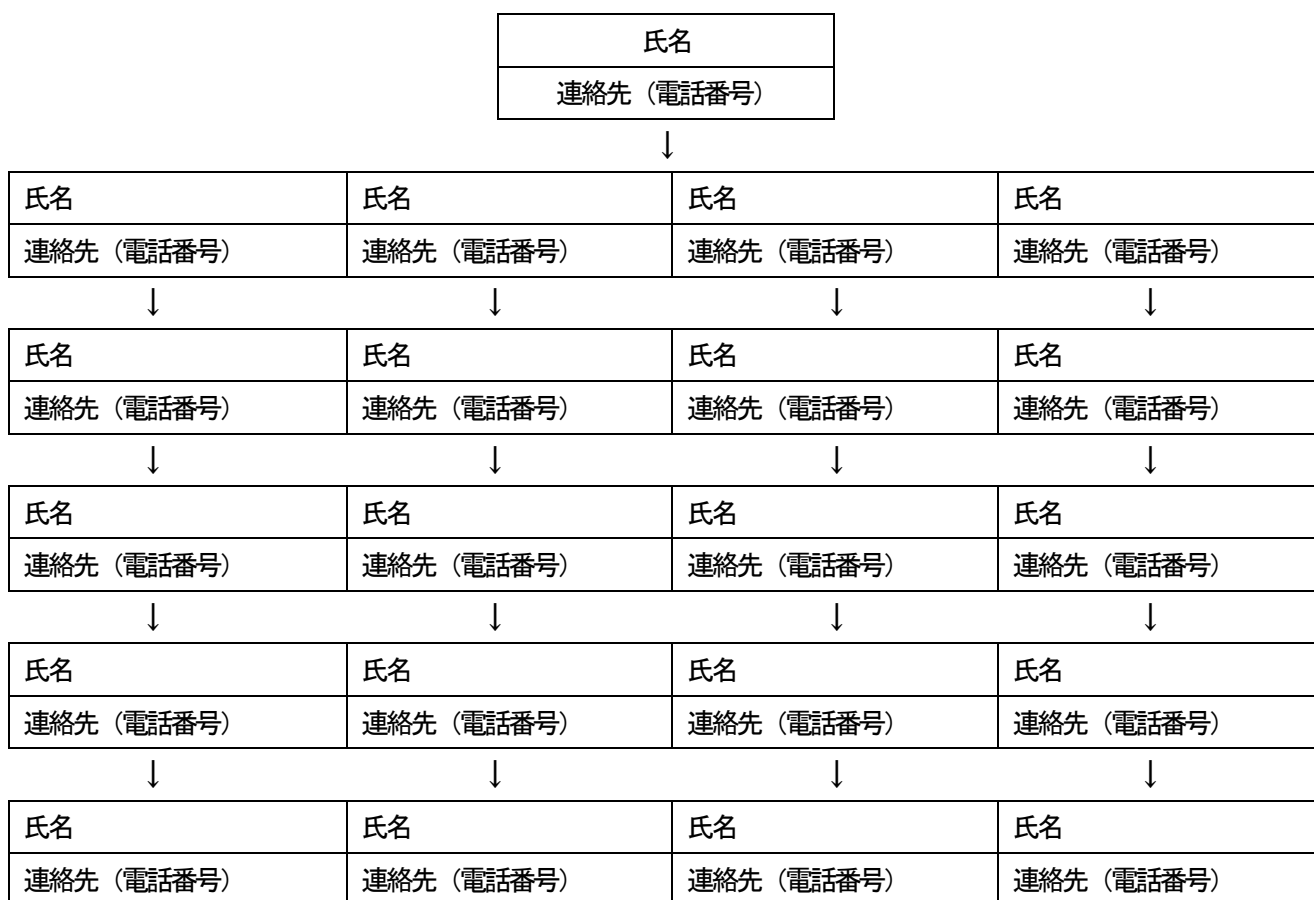
■施設利用者緊急連絡先一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

施設利用者			緊急連絡先				その他（緊急搬送 先等）
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

■緊急連絡網

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》



■外部機関等への緊急連絡先一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
避難誘導等の支援者					
医療機関					

■対応別避難誘導方法一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

対応内容（※）	氏名	連絡先	移動手段	担当者	備考

※以下の該当番号を記入

（避難場所への移動）

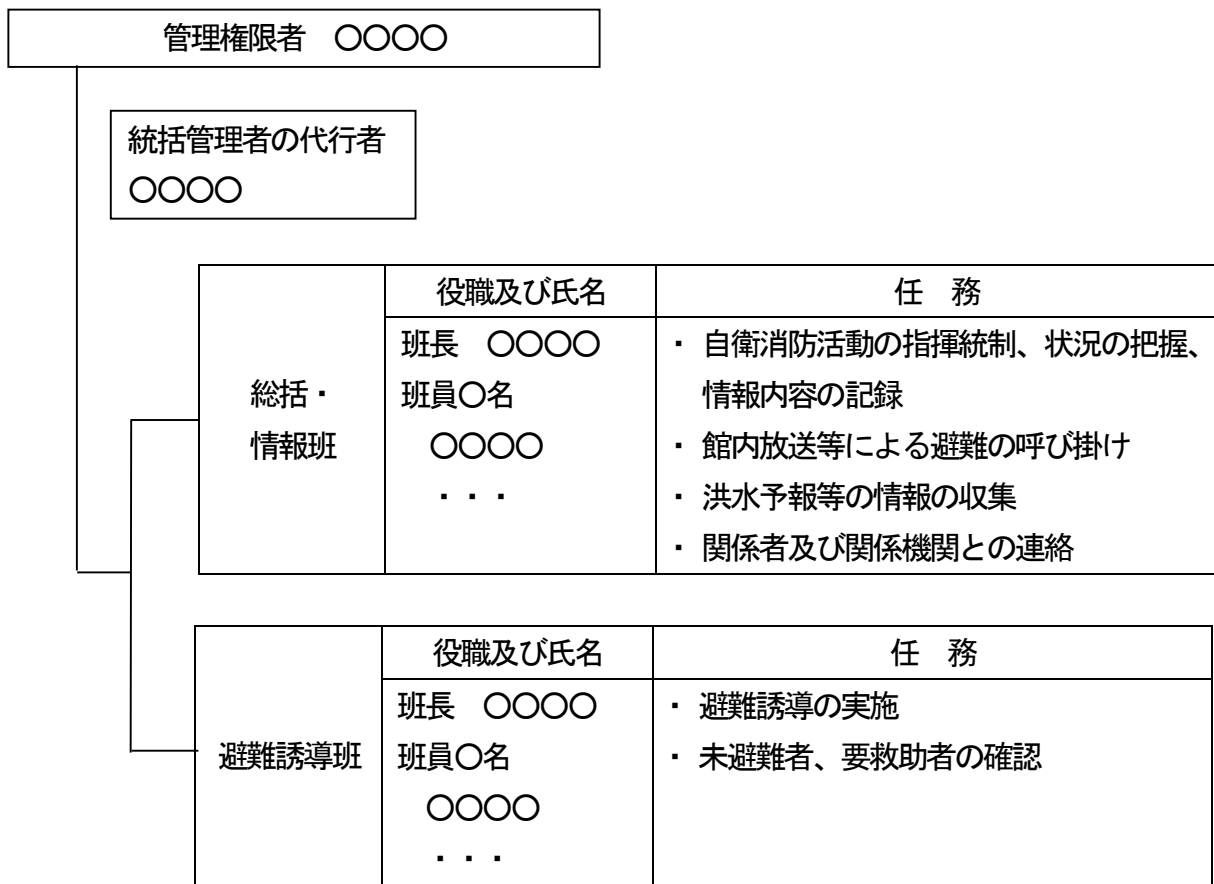
1 単独歩行が可能、2 介助が必要、3 車いすを使用、4 ストレッチャーや担架が必要、5 そのほか

（そのほかの対応）

6 自宅に帰宅、7 病院に搬送、8 そのほか

■防災体制一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》



避難確保計画作成（変更）報告書

年 月 日

(あて先)
宇都宮市長

(施設所有者又は管理者)

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

施設電話番号 _____

施設 FAX 番号 _____

別添のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{水防法第15条の3} \\ \text{土砂災害土砂災害防止法第8条の2} \end{array} \right\}$ に基づき、避難確保計画
を作成（変更）したので報告します。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
施 設 の 用 途		
連 絡 先	担当者	
	電話番号	